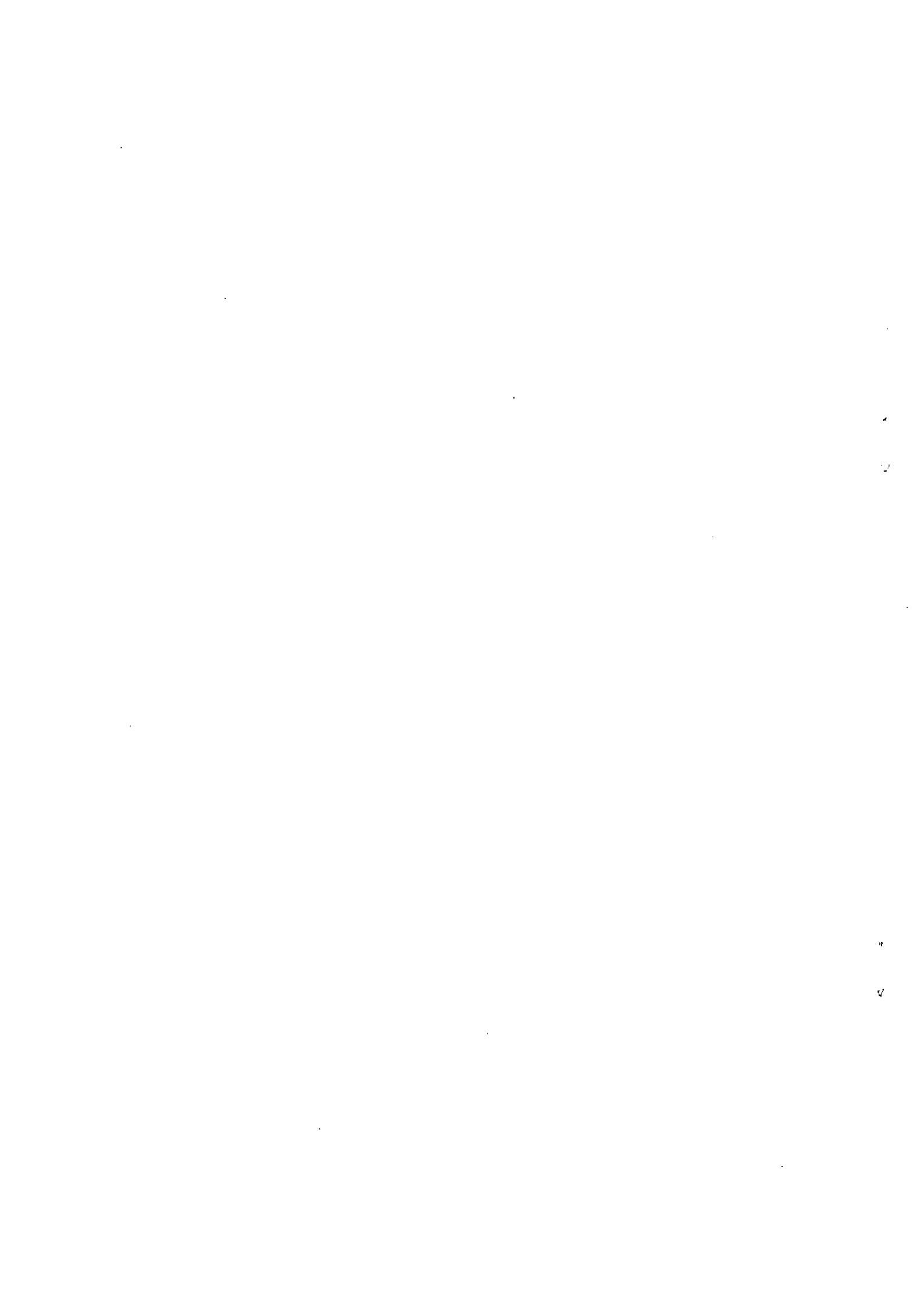


令和元年

第10回飯館村農業委員会定例総会  
会議録

(令和元年10月21日)

飯館村農業委員会



## 令和元年第10回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和元年10月21日（月）					
招集場所	飯館村役場 第一会議室（2階）					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和元年10月21日 午後1時30分 閉会 令和元年10月21日 午後2時25分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 7名 欠席委員 0名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	嶋原新一	○	2	渡邊里子	○
	3	原田直志	○	4	赤石澤忠則	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 嶋原新一			3番 原田直志		
職務出席者	事務局長 山田敬行			事務局次長 小林浩二		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和元年第10回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	議案第27号
3	長井 実	関 沢	議案第25号
4	高野光雄	小 宮	
5	齊藤照夫	八木沢・芦原	
6	菅野和彦	佐 須	
7	菅野 智	宮 内	
8	森永正男	前田・八和木	
9	新妻幹男	藤 平	
10	林 吉安	白 石	
11	細杉朝雄	前 田	

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 25号  
農地法第3条第1項の規定による許可申請について(1件)
- 日程第 5 議案第 26号  
農地法第5条第1項の規定による許可申請について(1件)
- 日程第 6 議案第 27号  
農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見  
について(1件)

## (会議の経過)

### ○開会

事務局長) 本日の委員の出欠の状況を報告した。

本日の議案は、農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請が1件、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見についての1件です。

これより、令和元年第10回飯館村農業委員会定例総会を開会します。

### ○会長あいさつ

会 長) こんにちは。本日は定例総会にお集まりいただきありがとうございます。

ここで、先般の台風により各地で甚大な被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

そのような中で、今年度から取り組んでいる農業体験(そば栽培)については、台風が接近する前日に収穫(学生が手作業)を行い放射能検査に出しています。収量は約50キロ。

検査結果により、11月3日開催の懇談会に振る舞うことを考えています。この取り組みについては全国農業新聞に掲載予定です。次に、国立環境研究所(農研機構)の万福氏から村内の土壌検査等の分析結果をお伝えしたいとの旨を受けました。つきましては、本日の定例総会終了後に報告を受けることといたします。なお、報告が多岐にわたるため3回に分けて(10月から12月)報告いただくことをご了承ください。

本日の定例総会及び全体会議の協議事項につきましては慎重審議されますようお願いいたします。

### ○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員7名で定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。

(議事進行 会長が議長となり会議を運営する)

### ○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局長) 諸般の報告として、令和元年9月30日から10月21日の経過並びに今後の予定を報告します。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、

1番 鳴原新一委員、3番 原田直志委員を指名します。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。

本日の定例総会の会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長) 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

それでは、1の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第25号の1を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第25号の1について、担当の農地利用最適化推進委員・長井実が調査報告いたします。

10月15日譲受人を訪問し事実関係を聴取。また、譲渡人に電話連絡のうえ内容を確認しました。

両者の関係は姪と叔父。譲渡人の家庭状況は、祖父が震災後3年目、翌年に兄、その翌年に父が死亡したことで譲渡人が相続しました。地区の農業に関する会議等の案内をしておりましたが、遠方のため出席が困難な状況が続いており、管理も年々難しくなってきたため、譲受人に今後の農地の活用を相談したところ、快諾を受け、農地の譲渡が成立及び農業継承することになりました。

≪ 休 議 (午後1時45分から午後1時52分) ≫

議 長) 議案第25号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第25号の1について、原案のとおり可決することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第25号の1は原案のとおり可決しました。

○日程第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて

議 長) 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて議題とします。

これは、昨年(平成27年)の第12回定例総会の議案第44号の4で飯館農業  
振興地域整備計画の変更(除外申請)に関する意見を求められた  
ことに、了(認めた)とした農地への転用申請です。

それでは、1の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第26号の1を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第26号の1について、担当の農業委員・赤石澤忠則が調査  
報告いたします。

10月16日に現地調査を行いました。昨年(平成27年)の第12回定例総会  
の議案第44号の4で飯館農業振興地域整備計画の変更(除外申  
請)時と今回申請の変更点、さらに上飯樋行政区の臨時総会の経  
緯等を報告いたします。

当初の計画では申請農地が道路より低いため客土及び用水路を整  
備のうえ駐車場にする予定でしたが、8月の上飯樋行政区臨時総  
会時に事業費節減案を受けて、現状を維持し進入路部分を舗装・  
側溝敷設、平面は砂利敷きをして駐車場することになりました。  
これにより事業費の大幅な減額が可能となりました。なお、境界  
を明確にして近隣地権者と良好な関係を維持することとしました。

◀ 休 議 (午後1時58分から午後1時59分) ▶

議 長) 議案第26号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第26号の1について、原案のとおり可決することにご異議



ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第26号の1は原案のとおり可決しました。

○日程第6 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する  
意見について

議 長) 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する  
意見について議題とします。

それでは、1の概要説明を事務局に求めます。

事務局長) 議案第27号の1を(議案のとおり)説明します。

担当委員) 議案第27号の1について、担当の農地利用最適化推進委員・  
木幡良勝が調査報告いたします。

先日、申請人に電話連絡のうえ内容を確認しました。申請人は相馬市で認定農業者として両親と農業経営をしていましたが、現在は笠石村宮住宅に家族(妻と子ども)で移住し、5年後の目標に経営規模拡大を目指して、(当面の期間)松塚地区の知人の畜舎を借用し和牛繁殖を始動。経営資金については、行政の農業補助金や農協の農業経営資金を活用していく計画を確認しました。経営計画の農地は、平面で耕作し易いものと判断しました。

≪ 休 議 (午後2時06分から午後2時24分) ≫

議 長) 議案第27号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第27号の1について、原案のとおり了とする(認める)  
ことにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第27号の1は原案のとおり了とする  
(認める)ことに可決しました。

○閉会の宣告

議長) 本日の議事は全て終了いたしました。

これで令和元年第10回飯舘村農業委員会定例総会を終了します。

ご苦労さまでした。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和元年10月21日

飯舘村農業委員会 会長

菅野啓一

同 議事録署名委員 1番

嶋原新一

同 議事録署名委員 3番

原田直志